

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 顧客への貸付金の貸倒れ

Q : 私は、司法書士ですが、顧客に対して金銭を貸し付けていたところ、その顧客が今年になって倒産し、その貸付金は貸倒れとなってしまいました。

この貸倒損失を、事業所得の必要経費に算入することができますか。

A : 必要経費に算入することはできません。

【解説】

事業所得の金額を計算するうえで、貸倒損失として必要経費に算入できるのは、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権などの貸倒れによる損失に限られています。

したがって、貸倒損失が発生した場合には、まず、その貸付金等が事業の遂行上生じたものかどうかを検討する必要があります。

ところで、司法書士は、他人の囑託を受けて登記や供託手続の代理、裁判所等に提出する書類の作成事務を業として行うものであって、司法書士が登記手続の代理等をしたことを機縁としてその顧客に金銭の貸付けをたまたま行ったとしても、それが司法書士の業務の遂行上一般的に必要なものと客観的に認められるものではないと思われます。

ご質問の場合の貸付金は、司法書士としての事業の遂行上生じたものとは認められませんので、司法書士の事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。

